

事 務 連 絡
平成17年8月22日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課

自動車整備事業における石綿の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は自動車交通行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先に、7月22日付け事務連絡において、傘下会員に対し石綿による健康障害防止に関して周知徹底をお願いしたところですが、今般、健康被害の実態の調査を実施したところ、石綿を取り扱う事業場の従業員に、石綿による健康障害が発生していることが明らかになっています。

自動車整備事業における石綿の取扱いについては、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第104号)等の関係法令により規定されているところです。

つきましては、上述の関係法令の遵守により石綿の適正な取扱いに万全を期すよう、貴会傘下会員に対して、再度周知徹底方お願い申し上げます。

以上